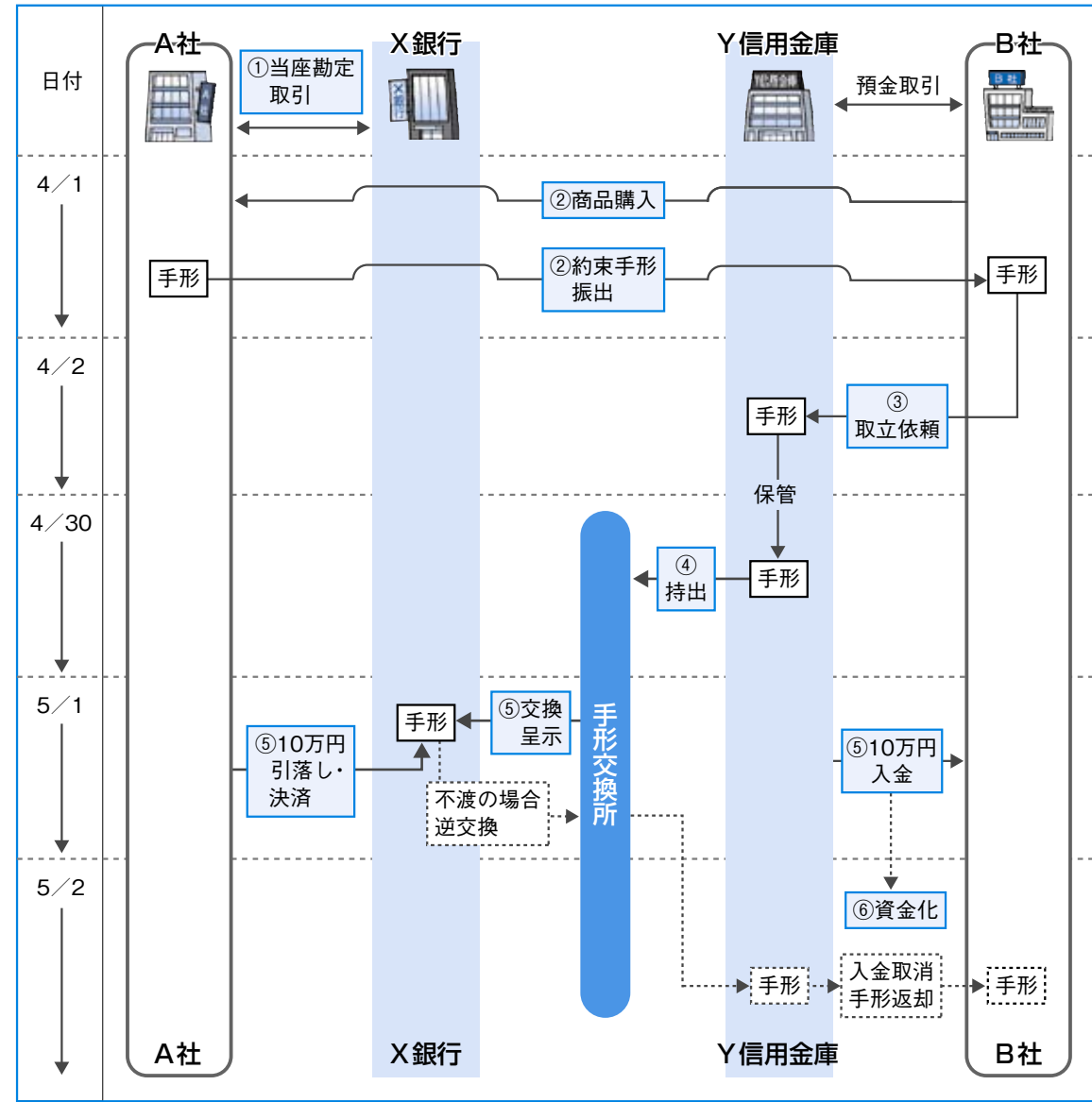


手形交換の仕組みと 決済されるまでの流れ

手形・小切手の決済で最も利用される手形交換について、仕組みと決済までの流れを解説します。

●A社の約束手形が決済されるまでの流れ



ここでは、手形・小切手などが振り出され、手形交換によりどのように決済されるのか、「A社が10万円の商品をB社から購入して、約束手形で支払った」というケースを例に見ていきましょう。なお、以下に出てくる日付は分かりやすい日付としており、土日祝日を考慮していません。

**現金が準備できる日を
支払期日として振り出す**

① A社がX銀行で当座勘定取引を始める(当座預金を開設する)
A社が手形・小切手を利用できるようにするには、金融機関で当座預金を開設しなければなりません。また、開設後すぐには依頼を受けても約束手形を交付しない金融機関もあります。手形の交付は与信に当たるため、一定期間は小切手のみの利用とし、その取引振りを見たうえで手形を交付するのが原則といえます。

行を支払場所とする約束手形帳を発行してもらいました。

② (4月1日) A社がB社から商品を買ひ、その代金を約束手形で支払う

手形・小切手が振り出されるのは、企業間などで何らかの商取引があったときとなります。A社がB社から10万円の商品を購入する場合を例に説明します。

仮にA社が現金10万円を持っていれば、それを渡すことで決済は完了です。ただ、現金だと事故が発生しやすいですし、そもそも商品を買った時点でA社が現金10万円を用意できないこともあるでしょう。

そうした場合にA社は、10万円が用意できる日(例えば10万円で仕入れた商品を別の会社に売って、その資金が入ってくる日)を支払期日とする約束手形を振り出す(B社に渡す)わけです。本ケースでは1ヵ月後の5月1日を支払期日(資金を準備できる日)とする、振出人をA社・受取人をB社とする約束手形を振り出しました。



③ (4月2日) B社は取引金融機関であるY信用金庫に取立を依頼する

B社はこの約束手形をどのように現金10万円に変えればよいのでしょうか。

最も分かりやすいのはB社が直接、支払期日となる5月1日に、X銀行を訪れて支払呈示を行うことです。ただ、実際にX銀行が近所にあるとは限りませんし、わざわざその日にB社がX銀行に行くことも大変です。

そこで「取立」という手続きを利用します。これは、B社の口座がある(この場合は普通預金取引があればよい)Y信用金庫に手数料を払って、「この約束手形を現金にしてください」と依頼することをいいます。この取立依頼を受けたY信用金庫は、約束手形を所定の日まで(支払呈示期間が訪れるまで)預かるわけです。

ちなみにここでは4月2日としていますが、支払期日に間に合えば、取立依頼を行うのはいつでも構いません。

**手形交換所を経由して
支払金融機関に呈示**

④ (4月30日) Y信用金庫は約束手形を手形交換に回す

約束手形の支払期日が明日に迫った4月30日、Y信用金庫は約束手形を「手形交換」に回します(これを「持出」という)。

手形交換とは、多数の手形・小切手を金融機関同士が相互に決済するために設けられた仕組みです。細かい説明は省きますが、手形交換に回すことでY信用金庫の職員が、わざわざX銀行を訪ねなくても適法な支払呈示を行うことができます。